

「訪問看護」「介護予防訪問看護」重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスのご利用は、原則として要介護認定又は要支援認定の結果、「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用が可能な場合があります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名 | 社会医療法人 輝城会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県沼田市栄町8番地 |
| (3) 電話番号 | 0278-22-5052 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西松 輝高 |
| (5) 設立年月日 | 昭和61年4月1日 |

2. 事業所の概要

かがやき訪問看護ステーション

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の名称 | かがやき訪問看護ステーション |
| (2) 事業所の所在地 | 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1869-5 |
| (3) 電話番号 | 0279-25-8110 |
| (4) 管理者氏名 | 七五三木 裕子 |
| (5) 開設年月日 | 平成25年4月1日 |
| (6) 事業所の種類 | 指定訪問看護事業所、指定介護予防訪問看護事業所
(平成25年4月1日指定 第1062690050号) |

(7) 事業所の目的

事業所の看護師等が、訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護・要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とします。

(8) 事業所の運営方針

ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。

(9) 通常の事業の実施地域

かがやき訪問看護ステーション : 吾妻郡、渋川市

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (10) 営業日 | 月～日曜日（但し、12月30日～1月3日を除く） |
| (11) 営業時間 | 8:30～17:30 |

3. 職員の配置状況（かがやき訪問看護ステーション渋川 兼務）

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 看護職員 | 常勤換算 2.5人以上 |
| (3) 理学療法士 | 1名以上 |
| (4) 作業療法士 | 1名以上 |
| (5) 言語聴覚士 | 1名以上 |
| (6) 事務員 | 1名以上 |

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（別紙、利用料金表参照）

主治医による訪問看護指示書及び介護支援専門員からの居宅サービス計画に基づき、ご利用者の意向をふまえた訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、下記のサービスを提供いたします。

- ①病状・障害の観察
- ②清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活上の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症の看護
- ⑧カテーテル等の管理
- ⑨療養生活や介護方法の相談及び指導
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（別紙、利用料金表参照）

- ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス
 - ・介護保険給付の支給限度額を超えた利用料金については、全額自己負担となります。
- ②通常の事業の実施地域外への訪問
 - ・2（9）の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方が当サービスを利用される場合は、距離に応じた交通費をご負担いただきます。
- ③死後の処置料
 - ・亡くなられた際、看護職員が伺って処置をした場合の費用です。
- ④利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなかった場合のキャンセル料金
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、キャンセル料として当日の利用料金（自己負担分）をお支払いいただくことがあります。

ただし、ご利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日過ぎ頃にご請求いたしますので以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア. 現金によるお支払い(請求月の20日頃までにお支払い下さい)

イ. 金融機関口座からの自動振替(引落) ※所定の申込用紙は事業所にあります
郵便局又は群馬県内に本店のある金融機関からの自動引落をご利用になれます。

原則として、毎月20日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引落しとなりますが、残高不足等で引落されなかった場合は、お手数ですが事業所の窓口で現金にてお支払い下さい(郵便局の場合は、30日に再振替となります)。

(入金確認まで日数を要しますので、領収書発行まで多少の時間がかかります)

5. 緊急時等における対応方法

サービス提供中にご利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。

6. サービスご利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う看護職員等

サービス提供にあたっては、複数の看護職員等が交替してサービスを提供いたします。

(2) 看護職員等の交替

①ご利用者等からの交替の申し出

看護職員等が業務上不適当と認められる行為等をした場合には、事業所に対して看護職員等の交替を申し出ることができます。但し、特定の看護職員等の指名はできません。

②事業所からの看護職員等の交替

事業所の業務上の都合等により、看護職員等を変更することがあります。その場合には、ご利用者に対して不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

サービスの利用にあたり、ご利用者は「4. 当事業所が提供するサービス」に定められたサービス以外の業務を事業所及び看護職員等に依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所(管理者)が行います。但し、ご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・電気・ガス含む)は無償で使用させていただきます。また、事業所に連絡する場合の電話なども使用させていただきます。

(4) 看護職員等の禁止行為（看護職員等は、次に該当する行為は行いません）

- ①ご利用者又はその家族等からの金銭・物品などの授受
- ②ご利用者の家族などに対する訪問看護サービスの提供
- ③ご利用者又はその家族等の同意無しに行う飲食及び喫煙
- ④ご利用者又はその家族等に対して行う宗教・政治・営利活動
- ⑤その他ご利用者又はその家族等に行う迷惑行為

(5) 当事業者及び職員に対するお心付は、一切お断りさせていただいております。

(6) 利用の中止又は変更の連絡は、利用予定日の前日までに電話等にて申し出て下さい。

(7) サービス内容の変更

- ①サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び看護職員等の稼働状況等により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能な日時等を提示させていただきます。
- ②サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(8) 理学療法士等の訪問看護の適正化について

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては看護職員と理学療法士等が連携し作成致します。訪問看護の利用開始時および利用者の状態の変化などに合わせ定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談の受付

- 窓口担当 管理者：七五三木 裕子
- 電話番号 0279-25-8110
- 受付時間 営業日及び営業時間内

(2) その他の苦情やご相談の受付機関

※ご利用者の保険者（市町村）の介護保険担当課

渋川市の場合：渋川市役所 高齢福祉課介護保険係 (電話) 0279-22-2257

東吾妻町：東吾妻町役場 保険福祉課 (電話) 0279-68-2111

中之条町：中之条町役場 町民生活課 (電話) 0279-75-2111

長野原町：長野原町役場 町民生活課 (電話) 0279-82-2246

嬭恋村：嬭恋村役場 住民福祉課 (電話) 0279-96-0515

草津町：草津町役場 愛町部福祉課 (電話) 0279-88-7189

高山村：高山村役場 住民課 (電話) 0279-63-2111

吉岡町：吉岡町役場 介護福祉課介護高齢室 (電話) 0279-26-2247

榛東村：榛東村役場 健康保険課 (電話) 0279-54-2211

②群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課

(電話) 027-290-1323

(FAX) 027-255-5077

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対するサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又はご家族等の請求時応じて閲覧して、複写物を交付します。
- ③ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ④事業者及び従業者は、サービス提供にあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご利用者の心身等の情報を提供します。

2. サービス利用終了する場合

利用期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所のサービス利用は終了とします。

- ①ご利用者が死亡された場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損等により、ご利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者等から利用終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から利用終了を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご利用者等からの利用終了の申し出

サービスの利用期間中であっても、利用サービスの全部又は一部を終了することができます。その場合には、希望する利用終了日の14日前までに申し出て下さい。

但し、以下の場合には、即時に利用サービスの全部又は一部を終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本書に定める指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を

傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの利用終了の申し出

以下の事項に該当する場合には、利用サービスの全部又は一部を終了させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、利用開始時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者等による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者等が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者、もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④事業所の人員配置等により、従来のサービス提供の継続が困難と認められる場合
- ⑤ご利用者が入院・入所、転居されるなどで、連絡の無い場合やサービス提供が困難な場合

(3) 利用の終了に伴う援助

サービス利用が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

3. 事故発生時の対応について

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

4. 苦情処理等

ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- ① ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
- ② ステーションは、提供したサービスに対する利用者からの苦情等に関して、保険者又は国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5. 虐待防止に関する事項

- ①ステーションは、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置
- ②ステーションは、指定訪問看護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

6. 身体拘束等の原則禁止

ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記載することとする。

7. 業務継続計画の策定等

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

7. 「介護サービス情報の公表」制度について

介護サービス事業所で行われているサービスの内容を調査し、客観的情報をインターネット等により公表する制度で、介護保険法の改正に伴い、平成18年度からスタートしました。介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

※公表用のホームページアドレス

<http://www.kaigokensaku.jp/10/> （群馬県介護サービス情報公表システム）

訪問看護（介護予防訪問看護）サービス利用同意書

令和 年 月 日

訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供開始に際し、上記のとおり重要事項を説明し、交付しました。

【事業者】

<法人> 住所 群馬県沼田市栄町8番地
名称 社会医療法人 輝城会
代表者 理事長 西松 輝 高

<事業所> 住所 群馬県吾妻郡中之条町1869-5
名称 かがやき訪問看護ステーション
代表者 管理者 七五三木 裕子

説明者 _____

私は、事業者から上記の重要事項について説明・交付を受け、同意しました。

【利用者】

<本人>

氏名 _____

<家族代表者及び代筆者>

氏名 _____

(利用者との関係：)

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することの説明を受け、同意いたします。

記

1 使用する目的

① 利用者がより良い介護サービスを受けるために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員及び主治医等との連絡調整において、心身の状況等を含む情報を関係するサービス担当者間でのみ共有し、利用者が円滑にサービスを利用できることを目的とする場合。

② 行事等の写真をホームページや事業所発行物（機関誌等）へ掲載することを目的とする場合。

2 使用する事業者の範囲

原則として、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、医療機関、地域包括支援センターなど、利用者が提供を受ける全てのサービス事業者。

3 使用する期間

原則として、事業所のサービス提供を受けている期間。

4 条 件

個人情報の利用については、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

かがやき訪問看護ステーション 殿

令和 年 月 日

【利用者の個人情報】

<利用者>

氏 名 _____

<代筆者>

氏 名 _____

(利用者との関係 _____)

【家族の個人情報】

<家族代表者>

氏 名 _____

(利用者との関係 _____)